

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目 次

◇規 則

- 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)
- 鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則(医务課)
- 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(農地経済課)
- 鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則(ツ)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 県立岩井長者寮及び県立福原荘の入寮者のうち経済的事情による区分がC十階層の者に係る使用料の額を次のとおり引き上げることとした。

二 県立岩井長者寮及び県立福原荘の入寮者のうち経済的事情による区分がD階層の者に係る使用料の額を次のとおり引き上げるとともに、D階層に該当することとなる収入金額の合計額を現行「三、二七七、九二二円」から「三、四〇二、七二二円」に引き上げることとした。

区分	経済的事 情による区 分	金 額 (一人月額)	
		一人で使用する場合	二人で使用する場合
大居室	C十階層	現 行	改 正 後
		〇円	〇円
小居室	C十階層	現 行	改 正 後
		〇円	〇円

鳥取県立福原荘	鳥取県立岩井長者寮	区 分	経済的事 情による区 分	金 額 (一人月額)	
				現 行	改 正 後
大居室	D階層	大居室	一人で使用する場合	現 行	改 正 後
				二〇二八、八二〇円	二〇二八、一三〇円
小居室	D階層	小居室	二人で使用する場合	現 行	改 正 後
				二〇二七、八二〇円	二〇二七、一三〇円

三 この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

一 県営病院事業において固定資産に該当しないものとして整理するものの取得価格による区分の範囲を二十万円未満のもの（現行十万円未満のもの）とすることとした。（第五十三条関係）

二 この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

一 生産方式改善資金の資金種類の追加及び廃止

1 地域農業技術導入資金に次の資金を追加することとした。

(別表第一関係)

地 域 農 業 技 術			生産方式改善資金の種類等	標準事業費	償還期間	据置期間
(一)	切花の出荷調整省力化技術導入資金	きく等切花の出荷調整、結束及び箱詰め省力化を図るために必要な出荷調整機械の購入に要する資金	耕地十アールにつき五十四万円	五年以内	—	
(二)	鉢物等育苗省力化技術導入資金	鉢物及び花壇用の育苗の省力化を図るために必要な育苗用機械の購入に要する資金	耕地十アールにつき六十四万三千円	五年以内	—	
(三)	きく等の簡易不時栽培技術導入資金	きく等の出荷期間の拡大を図るために必要な簡易シールド施設の設置に要する資金	施設の面積十アールにつき七十万円	五年以内	—	

金 資 入 導	
<p>(四) 果樹品質向上技術導入資金 果樹の風害を防止し品質向上を図るために必要な施設の設置に要する資金</p>	<p>(四) 特定地域資金 知事が定める地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域(以下「特定地域」という。)において、当該地域に特有な立地条件に対応した技術又は新作物等を地域特産物として定着させるための技術の導入に要する資金</p>
<p>(1) 簡易わさび栽培技術導入資金 特定地域において地域特産物としてのわさびを定着化するために必要な栽培施設の設置に要する資金</p>	<p>(2) 地域特産物定着化技術導入資金 特定地域において地域特産物としての野菜及び花きを定着化するために必要なハウス施設の設置に要する資金</p>
<p>耕地十アールにつき七十三万七千円</p>	<p>施設の面積十アールにつき四百三十二万七千円</p>
<p>五年以内</p>	<p>七年以内 一年以内</p>
<p>—</p>	<p>施設の面積十アールにつき二百六十万円</p>
<p>—</p>	<p>七年以内 一年以内</p>

2 省エネルギー技術導入資金を廃止することとした。

二 農業後継者育成資金の資金種類の整備
技術共同習得資金の名称を高度経営技術習得資金に改め、その貸付対象、貸付限度額及び償還期間を次のとおり変更することとした。(別表第四関係)

区 分	現 行	改 正 後
名 称	技術共同習得資金	高度経営技術習得資金
貸付対象	農業後継者たる農村青少年が共同して能率的な農業の技術を習得するのに必要な資金	農業後継者たる農村青少年が能率的な農業の技術又は経営方法を習得するのに必要な資金

三 その他
所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則
一 中山間地域活性化資金に係る貸付利率及び県の利子補給率を次のとおり改定することとした。

貸付限度額	二十万円	百五十万円
償還期間	三年以内	五年以内

規 則

二 この規則は、公布の日から施行することとした。
 三 所要の経過措置を講ずることとした。

生活環境整備施設資金		保健増進施設整備資金			加工流通整備資金			区 分	貸付利率	利子補給率(年パーセント)	
農業協同組合等	農業協同組合等以外	大企業	大企業以外		大企業	大企業以外				現 行	改 正 後
			円超	円以下		円超	円以下				
—	—	七・二	七・二	—	七・四五	七・四五	六・九五	現 行	改 正 後	—	—
—	—	七・七	七・七	—	七・九五	七・九五	七・四五	現 行	改 正 後	〇・五	〇・五
一・九五	二・九五	〇・七五	〇・七五	一・九五	〇・五	〇・五	一・〇	現 行	改 正 後	〇・八五	〇・二
二・三	三・三	〇・六	〇・六	二・三	〇・三五	〇・三五	〇・八五	現 行	改 正 後	〇・八五	〇・二
一・一五	二・一五	/	/	一・一五	/	/	〇・二	現 行	改 正 後	/	/
一・四五	二・四五	/	/	一・四五	/	/	/	現 行	改 正 後	/	/

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を
改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四
十八号)の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室の項中

一二七、四五〇円	一二六、四五〇円
一二八、一一〇円	一二七、一一〇円

に改め、同表の大居室の

一二八、四五〇円	一二七、四五〇円
一二九、一一〇円	一二八、一一〇円

を

一二八、四五〇円	一二七、四五〇円
一二九、一一〇円	一二八、一一〇円

に改める。

一二三、二五〇円	一二三、九三〇円
----------	----------

別表の備考1中「三、二七七、九二一円」を「三、四〇二、七二一円」
に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)
の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室の項中

一二七、四五〇円	一二六、四五〇円
一二七、八二〇円	一二六、八二〇円

に改め、同表の大居室の

一二八、四五〇円	一二七、四五〇円
一二八、八二〇円	一二七、八二〇円

を

一二八、四五〇円	一二七、四五〇円
一二八、八二〇円	一二七、八二〇円

に改める。

別表の備考1中「三、二七七、九二一円」を「三、四〇二、七二一円」
に改める。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七号

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業財務規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。

別表の病院事業勘定科目の資産の固定資産の表の備考の欄中「3万円」を「20万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県営病院事業財務規則の規定は、この規則の施行の日以後に取得する資産について適用し、同日前に取得した資産については、なお従前の例による。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和六十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第一号の項を削り、第一号の二の項を第一号の項とし、同表

第十一号の項中

(四) いちご夜冷育苗技術導入資金 いちごの安定早出し栽培に必要な施設の設置に要する資金

を行うた	一セット(苗一万本分)につき百五十七万円	五年以内	一
------	----------------------	------	---

を

<p>(四) いちご夜冷育苗技術導入資金 いちごの安定早出し栽培を行うために必要な施設の設置に要する資金</p>	<p>(六) 切花の出荷調整省力化技術導入資金 きく等切花の出荷調整、結束及び箱詰め省力化を図るために必要な出荷調整用機械の購入に要する資金</p>	<p>(五) 鉢物等育苗省力化技術導入資金 鉢物及び花壇用の育苗の省力化を図るために必要な育苗用機械の購入に要する資金</p>	<p>(三) きく等の簡易不時栽培技術導入資金 きく等の出荷期間の拡大を図るために必要な簡易シェード施設の設置に要する資金</p>	<p>(四) 果樹品質向上技術導入資金 果樹の風害を防止し品質向上を図るために必要な施設の設置に要する資金</p>	<p>(五) 特定地域資金 知事が定める地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域(以下「特定地域」という。)において、当該地域に特有な立地条件に対応した技術又は新作物等を地域特産物として定着させるための技術の導入に要する資金</p>	<p>(イ) 簡易わさび栽培技術導入資金 特定地域において地域特産物としてのわさびを定着化するために必要な栽培施設の設置に要する資金</p> <p>(ロ) 地域特産物定着化技術導入資金 特定地域において地域特産物としての野菜及び花きを定着化するために必要なハウス施設の設置に要する資金</p>
<p>一セ 本分 十七</p>	<p>耕地 き五</p>	<p>耕地 き六</p>	<p>施設 ルに</p>	<p>耕地 き七</p>	<p>施設 ルに 二万</p>	<p>施設 ルに 万円</p>
<p>ット(苗一万)につき百五 万円</p>	<p>十アールにつ 十四万円</p>	<p>十アールにつ 十四万三千円</p>	<p>の面積十ア ーにつき七十 万円</p>	<p>十アールにつ 十三万七千 円</p>	<p>の面積十ア ーにつき四百 三十万円</p>	<p>の面積十ア ーにつき二百 六十万円</p>
<p>五年以内</p>	<p>五年以内</p>	<p>五年以内</p>	<p>五年以内</p>	<p>五年以内</p>	<p>七年以内</p>	<p>七年以内</p>
<p>一</p>	<p>一</p>	<p>一</p>	<p>一</p>	<p>一</p>	<p>一年以内</p>	<p>一年以内</p>

に改める。

別表第四第一号の項中「技術共同習得資金」を「高度経営技術習得資金」に改め、「共同して」を削り、「農業の技術」の下に「又は経営方法」を加え、「二十万円」を「百五十万円」に、「三年以内」を「五年以内」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九号

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一号1イ中「年六・九五パーセント以内」を「年七・四五パーセント以内」に、「年一・〇パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改め、「年〇・二パーセント」を削り、同号1ロ及び同号2中「年七・四五

パーセント以内」を「年七・九五パーセント以内」に、「年〇・五パーセント」を「年〇・三五パーセント」に改め、同表第二号1イ中「年一・九五パーセント」を「年二・三パーセント」に、「年一・一五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同号1ロ及び同号2中「年七・二パーセント以内」を「年七・七パーセント以内」に、「年〇・七五パーセント」を「年〇・六パーセント」に改め、同表第三号1中「年二・九五パーセント」を「年三・三パーセント」に、「年二・一五パーセント」を「年二・四五パーセント」に改め、同号2中「年一・九五パーセント」を「年二・三パーセント」に、「年一・一五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づく利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。